

令和5年10月6日  
政策経営部企画課

江東区公の施設に係る指定管理者の  
指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

**1 改正の理由**

指定管理者への株式会社の参入が増えている中において、指定期間中に指定管理者が法人格を変更した場合には、施設の性格、規模、機能等を考慮した上で、募集によらない指定管理者の候補者を選定が行えるよう、条例の一部を改正する。

**2 改正の概要**

募集によらない指定管理者の候補者を選定できる場合として、「第2条に規定する募集により難い特別な事情があるとき」を新たな規定として追加する。（第6条関係）

**3 施行期日**

公布の日

江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(募集によらない指定管理者の候補者の選定等)</p> <p>第6条 区長等は、<u>公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できる場合は、第2条の規定によらず、本区が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。</u></p> <p>2 区長等は、<u>第3条に定める指定期間の満了に伴い公の施設の指定管理者の候補者を選定するに当たっては、公の施設の性格、規模、機能等を考慮するとともに、当該公の施設を現に管理している指定管理者の指定期間中における管理及び運営の実績が良好で、引き続き管理を行うことが適当であると認める場合は、第2条の規定によらず、当該指定管理者を指定管理者の候補者として</u></p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(募集によらない指定管理者の候補者の選定等)</p> <p>第6条 区長等は、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による募集によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。</u></p> <p>(1) <u>本区が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（以下「出資法人等」という。）であり、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、当該出資法人等が当該公の施設において地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できるとき。</u></p> <p>(2) <u>第3条に定める指定期間の満了に伴い公の施設の指定管理者の候補者を選定する場合で、当該公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、現に当該公の施設を管理している指定管理者の管理及び運営の実績が良好で、引き続き当該指定管理者が当該公の施設の管理を行うことが適当であると認めるとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、第2条に規定する募集により難い特別な事情があるとき。</u></p>

選定することができる。

3 区長等は、前2項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、前条に規定する選定基準によるものとする。

第7条～第17条 (略)

2 区長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、前条に規定する選定基準によるものとする。

第7条～第17条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。